

※ 処理 事項	整理番号		事務所 区分	管理番号		申告区分
	法人番号	年		月	日	
年 度	令和 令和	年 月	月	日 まで		

## 付加価値額に関する計算書 ( 法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業 )

## 1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額	兆	十億	百万	千	円	単年度損益	別表5(15)	兆	十億	百万	千	円	
別表5の3(12)	①	兆	十億	百万	千	円		兆	十億	百万	千	円	
純支払利子	別表5の4(3)	②	兆	十億	百万	千	付加価値額	①+②+③+④	兆	十億	百万	千	円
純支払賃借料	別表5の5(3)	③	兆	十億	百万	千							

## 2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する付加価値額 (6)+(7)+(8)+(9)	兆	十億	百万	千	円		
別表5(16)	⑨	兆	十億	百万	千	円		兆	十億	百万	千	円	
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦	兆	十億	百万	千	円	区分計算・従業者数按分						
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧	兆	十億	百万	千	円	人						
外国の事業に帰属する単年度損益	別表5(16)	⑨	兆	十億	百万	千	期末の総従業者数	⑫	兆	十億	百万	千	円

## 3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算

林業	報酬給与額	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業と精鍊事業とを通じて算定した報酬給与額	⑯	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業と精鍊事業とを通じて算定した純支払利子	⑯	兆	十億	百万	千	円
	純支払賃借料	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業と精鍊事業とを通じて算定した純支払賃借料	⑯	兆	十億	百万	千	円
鉱物の掘採事業	報酬給与額	兆	十億	百万	千	円	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑯	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子	兆	十億	百万	千	円	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価格	⑯	兆	十億	百万	千	円
	純支払賃借料	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与額 (⑯)×(⑯)/⑯	⑯	兆	十億	百万	千	円
農事組合法人の行う農業	報酬給与額	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業に係る純支払利子 (⑯)×(⑯)/⑯	⑯	兆	十億	百万	千	円
	純支払利子	兆	十億	百万	千	円	鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料 (⑯)×(⑯)/⑯	⑯	兆	十億	百万	千	円
	純支払賃借料	兆	十億	百万	千	円							
非課税事業計	報酬給与額	兆	十億	百万	千	円							
	純支払利子	兆	十億	百万	千	円							
	純支払賃借料	兆	十億	百万	千	円							

## 4. 報酬給与額等の計算

報酬給与額	兆	十億	百万	千	円	純支払賃借料	兆	十億	百万	千	円		
①-⑥-②	③	兆	十億	百万	千	円	③-⑧-⑨	⑤	兆	十億	百万	千	円
純支払利子	②-⑦-③	④	兆	十億	百万	千							

※ 処理 事項	整理番号		事務所 区分	管理番号		申告区分
	法人番号	年 月 日		年 月 日	年 月 日	
法人名						

## 付加価値額に関する計算書 ( 法第72条の2第1項 第1号に掲げる事業 )

## 1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額	兆 十億 百万 千 円	単年度損益	兆 十億 百万 千 円
別表5の3②	①	別表5の15④	④
純支払利子	②	付加価値額	⑤
別表5の4③	③	①+②+③+④	⑤
純支払賃借料	別表5の5③		

## 2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	兆 十億 百万 千 円	外国の事業に帰属する付加価値額 ⑥+⑦+⑧+⑨	兆 十億 百万 千 円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦	外国の事業に帰属する付加価値額の 計算方法	区分計算・従業者数按分
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧	外国における事務所又は事業所の期 末の従業者数	人
外国の事業に帰属する単年度損益	別表5の16⑨	期末の総従業者数	⑫

## 3. 非課税事業に係る報酬給与額等の計算

林業	報酬給与額	兆 十億 百万 千 円	鉱物の掘採事業と精鍊事業とを通じて 算定した報酬給与額	⑯
	純支払利子	⑯	鉱物の掘採事業と精鍊事業とを通じて 算定した純支払利子	⑯
	純支払賃借料	⑯	鉱物の掘採事業と精鍊事業とを通じて 算定した純支払賃借料	⑯
鉱物の掘採事業	報酬給与額	兆 十億 百万 千 円	生産品の収入金額又は生産品の収入金 額から買鉱価格を差し引いた金額	⑯
	純支払利子	兆 十億 百万 千 円	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の 価格	⑯
	純支払賃借料	兆 十億 百万 千 円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与額 ⑯×⑯/⑯	⑯
農事組合法人の行う農業	報酬給与額	兆 十億 百万 千 円	鉱物の掘採事業に係る純支払利子 ⑯×⑯/⑯	⑯
	純支払利子	兆 十億 百万 千 円	鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料 ⑯×⑯/⑯	⑯
	純支払賃借料	兆 十億 百万 千 円		
非課税事業計	報酬給与額	兆 十億 百万 千 円		
	純支払利子	兆 十億 百万 千 円		
	純支払賃借料	兆 十億 百万 千 円		

## 4. 報酬給与額等の計算

報酬給与額	兆 十億 百万 千 円	純支払賃借料	兆 十億 百万 千 円
①-⑥-②	③	③-⑧-④	⑤
純支払利子	②-⑦-③		